

定 款

株式会社フォーシーズホールディングス

第 1 章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、株式会社フォーシーズホールディングスと称し、英文では、4Cs Holdings Co.,Ltd. と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

(1) 次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を行う外国会社の株式または持分を取得、所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理する事業

- ① コンピュータソフトウェアの受託設計、開発及び販売
- ② インターネット等のネットワークを利用した商品の売買システムの設計、開発、運用及び保守
- ③ コンピュータネットワークに関するソフトウェア、関連部品、機器、装置の設計、開発及び販売
- ④ ニューメディアを利用した仕入、物流、広告宣伝の情報に関するソフトウェアの制作、販売及び賃貸
- ⑤ 通信機器、コンピューター及び周辺機器の設計、製造、販売、輸出入及び賃貸
- ⑥ 情報システムの研究開発及び研究開発に関する調査並びにその指導及び教育受託
- ⑦ 電気通信事業
- ⑧ 通信販売業務
- ⑨ 出版事業
- ⑩ 書籍、雑誌、教材、文房具類、事務用機器、家庭用電気製品の販売及び賃貸
- ⑪ 通信教育用テキストの制作販売、研修セミナーの実施
- ⑫ 各種イベントの企画、制作及び運営
- ⑬ カタログ、ポスター、パッケージなどのグラフィックデザイン業務
- ⑭ ゲーム機及びゲームソフトの研究、開発、販売及び賃貸
- ⑮ コンパクトディスク、ビデオ等音楽映像ソフトの企画制作、販売、輸出入及び賃貸
- ⑯ 生活雑貨用品の販売
- ⑰ フランチャイズ店用の店舗設備並びに備品の販売及び賃貸
- ⑱ フランチャイズチェーンシステムによる生活雑貨用品販売の加盟店の募集及び指導育成
- ⑲ 企業や法人組織などのイメージ統一をはかり、組織の存在を人々に印象づけるためのデザイン企画
- ⑳ 広告宣伝、販売促進に関する情報、資料の収集、企画、制作及び販売
- ㉑ 事業の運営上必要な他の事業に対する投資

- ㉔ 食品、健康食品、化粧品及び医薬部外品の製造、販売及び輸出入
- ㉕ マーケティングリサーチ及び経営情報の調査、収集、提供及び広告、宣伝に関する企画、制作、代理並びにこれらの販売及びコンサルティング業務
- ㉖ 経営及び財務に関するコンサルティング業務
- ㉗ 不動産の売買、賃貸、管理、仲介、斡旋、鑑定及びこれらの代理並びにコンサルティング業務
- ㉘ 金融業
- ㉙ スポーツ関連商品の輸入及び販売
- ㉚ 美容器具・美容雑貨品の製造、販売及び輸出入
- ㉛ 海外及び国内の物流の情報収集と販売に関するコンサルティング業
- ㉜ 健康食品・化粧品・医薬部外品・美容器具・美容雑貨品の製造・物流・小売りに関するコンサルティング業
- ㉝ 特許権、商標権、実用新案権、意匠権及び著作権の取得、貸与並びに売買
- ㉞ 制御機器、電源機器、通信機器及びそれらの装置の設計、製造
- ㉟ 機器設備のエンジニアリング、設計、施工及び整備
- ㊱ 電子機器、検査測定機器、設備診断機器及びシステムのエンジニアリング、設計、施工、製造及び整備
- ㊲ 一般労働者派遣事業及び特定労働者派遣事業
- ㊳ 電気自動車、その他の自動車の製品及びその部品並びに関連する設備・資材・用品の設計・製造・販売・輸出入・賃貸・改造・検査・修理・解体に関する事業
- ㊴ 産業用運搬車両、その他輸送用機械器具の製品及びその部品並びに関連する設備・資材・用品の設計・製造・販売・輸出入・賃貸・改造・検査・修理・解体に関する事業
- ㊵ 充電器、充電設備、電池の製品及びその部品並びに関連する設備・資材・用品の設計・製造・販売・輸出入・賃貸・改造・検査・修理・解体に関する事業
- ㊶ 医療機器の販売及び輸出入
- ㊷ 衛生用機器等の商品の企画、開発、製造、販売、修理、輸出入及び賃貸業務、衛生管理業務、並びにこれらに関する教育及びコンサルティング事業
- ㊸ 前①乃至㊸に掲げる事業に付随・関連する一切の事業
- (2) 貸金業
- (3) フランチャイズチェーンシステムの研究開発及び直営店の運営、並びに加盟店の募集及び指導
- (4) 前各号に付随・関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を福岡県福岡市中央区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告によりこれを行う。但し、やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式及び端株

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、12,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第9条 当社の株主は、株式取扱規定に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年12月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合にこれを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年9月30日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考資料等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数で行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合、株主または代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を、当会社に提

出しなければならない。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員 数)

第 18 条 当社の取締役は、10 名以内とする。

(取締役の選任方法)

第 19 条 取締役は、株主総会の決議により選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 21 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(代表取締役及び役付取締役)

第 22 条 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。

- 2 取締役会の決議により、取締役社長 1 名を選任し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長各 1 名、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集通知)

第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第25条 取締役会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。

(取締役の責任免除)

第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

- 2 当社は会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(員数)

第28条 当社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任方法)

第29条 監査役は、株主総会の決議により選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。

(監査役の任期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

(常勤監査役)

第31条 常勤監査役は、監査役会の決議により選定する。

(監査役会の招集通知)

第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第33条 監査役会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。

(監査役の責任免除)

第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

- 2 当社は会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の責任免除)

第36条 当社は会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第7章 計算

(事業年度)

第37条 当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第38条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第39条 当会社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。

2 当会社の中間配当の基準日は、毎年3月31日とする。

3 当会社は前2項のほか、基準日を定めて剰余金を配当することができる。

(配当金の除斥期間)

第40条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

2 前項の金銭には、利息を付けない。

制定 平成15年12月 5日から実施する。

改定 平成16年 3月19日から実施する。

改定 平成17年 6月28日から実施する。

改定 平成18年 6月23日から実施する。

改定 平成19年 6月27日から実施する。

改定 平成20年 6月26日から実施する。

改定 平成21年 6月25日から実施する。

改定 平成24年 7月 1日から実施する。

改定 平成24年12月21日から実施する。

改定 平成25年 4月 1日から実施する。

改定 平成27年 2月 1日から実施する。

改定 平成27年 8月 1日から実施する。

改定 平成27年12月18日から実施する。

改定 令和 2年12月18日から実施する。

令和2年12月18日

上記は、当会社の定款に相違ない。

株式会社フォーシーズホールディングス

代表取締役 天童 淑巳